

島根県精神科病院医療連携促進事業実施要領

(目的)

医療観察法による治療をはじめとした先駆的な取組や治療技術を、県内の他精神科病院に波及させることにより、県全体の精神科医療の質の向上を図るとともに、病院間の更なる連携の強化を目指す。

(実施主体)

本事業の実施主体は島根県（以下「県」という。）とする。なお、県は、県内の精神科病院へ事業を委託して実施することができるものとする。

(事業内容等)

1 事業種別

- 1) 県内の特定の精神科病院職員を対象とした実地研修等の実施（3名以上/1病院、可能な限り多職種で受講）
- 2) 県内の全精神科病院職員を対象とした実地研修等の実施

2 研修形態等

事業を実施する病院における実務見学、講義、ケースカンファレンス、意見交換等について

3 研修内容等

クロザピン治療、CVPPP（包括的暴力防止プログラム）、治療困難事例に対する取組、他科・他医療機関との連携方法、外来による支援の取組、地域住民への理解促進に向けた取組、退院意欲喚起に向けた取組、訪問看護の取組、その他検討協議の上決定した内容

4 研修時間

半日程度（ただし2時間以上）

(申請及び契約)

- 1 事業を実施する病院は、申請書（様式1）と見積書（任意様式）を次の期日までに県へ提出する。
ただし、開始年度及び申請の状況等により、期日を越えての申請も受け付ける。

（1）前期実施（4月1日～9月30日）： 前年度3月1日から3月15日まで

（2）後期実施（10月1日～2月15日）： 9月1日から9月15日まで

- 2 県は、申請した病院へ決定通知を送付するとともに、申請した病院（以下「委託病院」という。）と委託契約を結ぶ。

なお、多数の病院から申請があった場合は、過去の開催状況や開催による効果や内容、対象人数等を加味して県が判断する。

(実績報告及び支払)

- 1 事業実施後、1か月以内の実績報告書（様式2）、請求書（任意様式）を県へ提出する。後期については2月末までに提出する。

2 県はすみやかに確認検査を行い、委託病院に対して経費を支払う。

(対象経費等)

1 対象経費は次のとおりとする。

1) 県内の特定の精神科病院職員を対象とした実地研修等
旅費、需用費(資料代等)、役務費(通信費等)

2) 県内の全精神科病院職員を対象とした実地研修等

講師謝金(委託病院以外の講師)、旅費、需用費(資料代等)、役務費(通信費等)、会場使用料

2 次の額を上限として、事業にかかった経費を委託病院へ支払う。

1) 県内の特定の精神科病院職員を対象とした実地研修等 60,000円

2) 県内の全精神科病院職員を対象とした実地研修等 200,000円

(その他)

1 県内の全精神科病院職員を対象とした実地研修等については、前期、後期各1事業を上限とする。

2 この要領に定めのない事項については、別途協議してこれを定めるものとする。

3 当事業の継続については令和5年度に見直すこととする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。